

システム上における支援費制度の申請区分と支給期間等の整理

	支援費種類	サービス種類	申請区分	申請書	決定区分	通知書	支給期間		支給期間についての補足
							支給期間開始日	支給期間終了日(上限)	
新規	居宅	居宅介護 デイサービス 短期入所	支給申請	支給申請書(様式1)	支給決定	支給決定・利用者負担額決定通知書(様式2) 扶養義務者分利用者負担額決定通知書(様式3)	支給決定日(6)	1年後の支給決定日の属する月の末日(6)	但し、月の初日が支給決定日の場合は、支給決定日から1年。
					不支給決定	不支給決定通知書(様式6)	-	-	
					申請取下げ	-	-	-	
		知的障害者 地域生活援助	支給申請	支給申請書(様式1)	支給決定	支給決定・利用者負担額決定通知書(様式2) 扶養義務者分利用者負担額決定通知書(様式3)	支給決定日(6)	3年後の支給決定日の属する月の末日(6)	但し、月の初日が支給決定日の場合は、支給決定日から3年。
					不支給決定	不支給決定通知書(様式6)	-	-	
					申請取下げ	-	-	-	
	施設	全て	支給申請	支給申請書(様式1)	支給決定	支給決定・利用者負担額決定通知書(様式4) 扶養義務者分利用者負担額決定通知書(様式5)	支給決定日	3年後の支給決定日の属する月の末日	但し、月の初日が支給決定日の場合は、支給決定日から3年。
					不支給決定	不支給決定通知書(様式6)	-	-	
					申請取下げ	-	-	-	
					調整中(7)	参考様式無し	-	-	
	施設(みなし)	全て	-	参考様式無し	みなし決定(1)	支給決定・利用者負担額決定通知書(様式4) 扶養義務者分利用者負担額決定通知書(様式5)	平成15年4月1日	平成16年3月31日	平成15年4月1日から起算して一年間に限り、施設訓練等支援費の支給決定を受けた者とみなされる。
	新規 (継続) (2)	居宅	居宅介護 デイサービス 短期入所	支給(継続)申請	参考様式無し(4)	支給(継続)決定	支給決定・利用者負担額決定通知書(様式2) 扶養義務者分利用者負担額決定通知書(様式3)(4)	前回支給期間終了日+1日(3)	支給期間開始日から1年後のその属する月の末日
不支給決定						不支給決定通知書(様式6)(4)	-	-	
申請取下げ						-	-	-	
知的障害者 地域生活援助			支給(継続)申請	参考様式無し(4)	支給(継続)決定	支給決定・利用者負担額決定通知書(様式2) 扶養義務者分利用者負担額決定通知書(様式3)(4)	前回支給期間終了日+1日(3)	支給期間開始日から3年後のその属する月の末日	但し、月の初日が支給期間開始日の場合は、支給決定日から3年。
					不支給決定	不支給決定通知書(様式6)(4)	-	-	
					申請取下げ	-	-	-	
施設		全て	支給(継続)申請	参考様式無し(4)	支給(継続)決定	支給決定・利用者負担額決定通知書(様式4) 扶養義務者分利用者負担額決定通知書(様式5)(4)	前回支給期間終了日+1日(3)	支給期間開始日から3年後のその属する月の末日	但し、月の初日が支給期間開始日の場合は、支給決定日から3年。
					不支給決定	不支給決定通知書(様式6)(4)	-	-	
					申請取下げ	-	-	-	

システム上における支援費制度の申請区分と支給期間等の整理

	支援費種類	サービス種類	申請区分	申請書	決定区分	通知書	支給期間		支給期間についての補足
							支給期間開始日	支給期間終了日(上限)	
変更	居宅	全て	支給量変更申請	支給量変更申請書(様式9)	支給量変更決定	支給量変更決定通知書(様式10)	そのまま	そのまま	
					支給量変更却下	参考様式無し	そのまま	そのまま	
					申請取下げ	-	そのまま	そのまま	
	施設	全て	障害程度区分変更申請	障害程度区分変更申請書(様式11)	障害程度区分変更決定	障害程度区分変更決定通知書(様式12)	そのまま	そのまま	
					障害程度区分変更却下	参考様式無し	そのまま	そのまま	
					申請取下げ	-	そのまま	そのまま	
取消	居宅	全て	-	-	支給決定取消	支給決定取消通知書(様式13)	そのまま	そのまま	転出等により援護の実施者が変更される場合には、支給期間に切れ目がないように留意する。
	施設	全て	-	-	支給決定取消	支給決定取消通知書(様式14)	そのまま	そのまま	
その他	施設	全て	現況届	参考様式無し	利用者負担額の一斉切り替え	参考様式無し	そのまま	そのまま	
	居宅	全て	<u>利用者負担額変更申請</u> (5)	参考様式無し	利用者負担額(扶養義務者)変更決定	参考様式無し	そのまま	そのまま	
					利用者負担額(本人)変更決定	参考様式無し	そのまま	そのまま	
	施設	全て	<u>利用者負担額変更申請</u> (5)	参考様式無し	利用者負担額(扶養義務者)変更決定	参考様式無し	そのまま	そのまま	
					利用者負担額(本人)変更決定	参考様式無し	そのまま	そのまま	

## 「システム上における支援費制度の申請区分と支給期間等の整理」の補足説明

今回、システムを導入しようとしている市町村における事務処理システムの参考として、「システム上における支援費制度の申請区分と支給期間等の整理」表をお示しする。

### 【( 1 ) について】

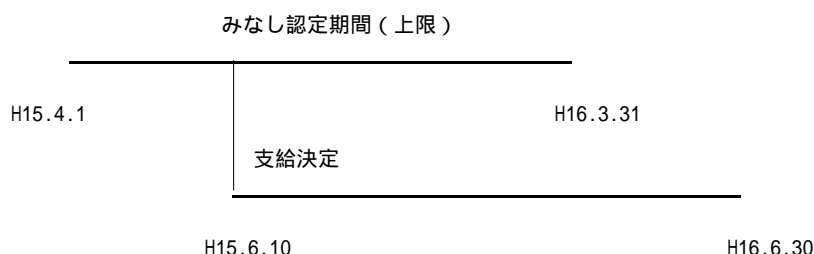
- ・ 法律上、「みなし決定」という概念は存在しないが、次の理由から、システム上において、「みなし決定」という決定区分を設けることができる。

#### (理由)

市町村においては、経過措置期間が終了する平成16年3月31日までに支給決定を行わなければならない者を把握しておく必要があるが、当該者に係る情報をシステム上で管理できれば、市町村における事務負担を減らすことができる。

- ・ 支給決定障害者とみなされた施設入所者が、平成15年4月1日から平成16年3月31日の間に支給決定を受けた場合は、支給決定を行った時点において、当該支給決定日を始期にして支給期間を再設定することとなる。

#### (例)



### 【( 2 ) について】

- ・ 法律上、いわゆる更新申請に対する「支給決定」という概念は存在しないが、次の理由から、システム上において、「新規(継続)」という区分を設けることができる。

#### (理由)

市町村においては、継続して支援費の支給を希望する利用者の数を統計上把握する必要があり、当該者に係る情報をシステム上で管理できれば、市町村における事務負担を減らすことができる。

### 【( 3 )について】

- ・ 現在の支給期間終了日を考慮し、当該日と新たな支給決定日との間に、支給決定の効力が生じない空白期間が発生しないよう新たな支給決定を行うことができれば、「新規(継続)」の場合における支給期間の開始日について、事実上「前回支給期間の終了日+1日」となる(当然、支給期間の終了に伴う再申請に係る手続きが遅れた場合等、支給期間の開始日を「前回支給期間の終了日+1日」とすることができない場合はある。)

したがって、システム上において、「新規(継続)」の場合における支給期間について、「前回支給期間の終了日+1日」と整理することができる。

### 【( 4 )について】

- ・ 法律上、支援費の「支給(継続)申請」という概念は存在しないことから、当該申請に係る参考様式について、示さないこととする。

なお、システムを導入している市町村においては、当該市町村の判断で、「支給(継続)申請」と「支給申請」とが判別できるよう、独自の様式を作成する等の工夫を行うとともに、「支給(継続)決定」と「支給決定」とが判別できるよう、同様の工夫をすることができる。

### 【( 2 )から( 4 )までについて】

- ・ 「新規(継続)」における「支給(継続)申請」から「支給(継続)決定」までの事務手続きについては、「新規」における事務手続きと同様である。

### 【( 5 )について】

- ・ 災害や入院等で本人や扶養義務者の収入が著しく低下した場合等には、前年に比して収入が減少したり、やむを得ない事由による支出が必要になる等の事情により、利用者本人又は扶養義務者の負担能力に著しい変動が生じ、費用負担が困難であると市町村長が認めた場合、階層の変更を行うことができることとしていることから、利用者に利用者負担額の変更申請をしてもらうこととなるため、システム上において、「利用者負担額変更申請」という申請区分を設けることができる。

なお、当該変更申請手続きは、原則として、利用者本人及び扶養義務者からの申立てにより行うこととなり、申立てがあった場合、市町村は、拳証資料等で当該年の収入額及び課税額を推計し、その妥当性を判断して階層の変更決定を行う。

ただし、利用者本人及び扶養義務者が生活保護法による扶助を受けている等、階

層の変更が明らかに必要と認められる場合には、申立てによらず、市町村の職権により、変更決定を行うことが可能である。

【( 6 ) について】

- 既に居宅生活支援費の支給決定を受けていて、別の居宅生活支援費を支給決定する場合における居宅生活支援費の支給決定及び支給期間として、次のパターンが考えられる。

	パターン A	パターン B	パターン C
イメージ	<p>居宅介護（当初決定分） H15.4.1～H16.3.31</p> <p>デイサービス（今回決定分） H15.6.1～H16.5.31</p>	<p>居宅介護（当初決定分） H15.4.1～H16.3.31</p> <p>デイサービス（今回決定分） H15.6.1～H16.5.31</p>	<p>居宅介護（当初決定分） H15.4.1～H16.3.31</p> <p>デイサービス（今回決定分） H15.6.1～H16.5.31</p>
説明	既に支給決定を受けている居宅介護の支給期間終了日に、今回支給決定するデイサービスの支給期間終了日を合わせる。	今回支給決定するデイサービスに合わせて、既に支給決定を受けている居宅介護についても聴き取り等を行い、同時に支給決定を行う。	知的障害者地域生活援助、居宅介護それぞれのサービス種類ごとに、支給期間を設定する。

以上のうち、パターン B については、既に支給決定が行われているサービスについて、利用者からの当該サービスに係る新たな支給申請が行われていないにも関わらず支給期間が見直されることとなることから、認めることはできない。

したがって、既に居宅生活支援費の支給決定を受けていて、別の居宅生活支援費を支給決定する場合においては、個々の市町村の判断により、パターン A 又はパターン C を選択し、支給決定を行うこととなる。

- 複数サービスについて支給申請があった場合の「支給（不支給）決定」の取扱いについて、当該申請のあった複数サービスの一部を「支給決定」、その他の一部を「不支給決定」とする場合、「支給（不支給）決定」という行政処分の対象となるのは、あくまでもサービスの種類ごとであることから、各サービスについて「支給決定」

「不支給決定」を行うこととなる。

(例)

「居宅介護」及び「デイサービス」について支給申請があった場合であって、「居宅介護」を「支給決定」、「デイサービス」を「不支給決定」とする場合については、サービスの種類ごとに「支給決定通知書」、「不支給決定通知書」を送付することとなる。

- ・ 複数サービスを受給している場合の「支給決定取消」の取扱いについて、当該受給している複数サービスの一部の受給を終了する場合、「支給決定取消」という行政処分の対象となるのは、あくまでもサービスの種類ごとであることから、複数サービスのうち、受給を終了するサービスについてのみ「支給決定取消」を行うこととなる。

(例)

「居宅介護」及び「デイサービス」を受給している場合であって、「デイサービス」のみを終了する場合については、「デイサービス」のみ「支給決定取消」を行うこととなる。

【( 7 ) について】

- ・ 支援費制度の下では、利用者がサービスを選択するのが基本であるが、施設の定員を入所希望者が大きく上回る場合に、施設が入所者を選別することなく施設サービスの利用が円滑かつ公平に行われるよう、公的な調整システムの構築が重要であり、ここでいう調整を行っている場合に対応しているものとして、システム上において、「調整中」という決定区分を設けることができる。当該システムを構築する上で、上記の区分を設けることが有効である。